

令和 5 年 度

南相馬市財政・経営健全化
審 査 意 見 書

南相馬市監査委員

6 監 第 6 1 号
令和 6 年 8 月 2 6 日

南相馬市長 門馬 和夫 様

南相馬市監査委員 大 谷 嘉 洋

南相馬市監査委員 細 田 廣

令和 5 年度南相馬市財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された令和 5 年度南相馬市健全化判断比率及び証拠書類について審査した結果、その意見を次のとおり提出します。

令和 5 年度 南相馬市財政健全化審査意見

第 1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

令和 6 年 7 月 1 9 日から令和 6 年 8 月 1 6 日まで

第 3 審査の方法

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	早期健全化基準
① 実 質 赤 字 比 率	—	—	12.57
② 連結実質赤字比率	—	—	17.57
③ 実 質 公 債 費 比 率	8.4	8.7	25.0
④ 将 来 負 担 比 率	—	—	350.0

※実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字額がないため「—」表示としている。

※一般会計が負担する将来の負担額よりも、将来負担額に充当可能な財源の額が上回るため、将来負担率を「—」表示としている。

第 5 比率の概要

(1) 実質赤字比率について

一般会計等における実質収支額は、前年度に比較し 384,471 千円増の 2,423,670 千円の黒字となっており、実質赤字比率を算定すべき要件には該当していない。

(2) 連結実質赤字比率について

一般会計等と公営事業会計の実質収支額等を合計した額は、前年度に比較し 155,642 千円減の 14,932,333 千円の黒字となっており、連結実質赤字比率を算定すべき要件には該当していない。

(3) 実質公債費比率について

令和3年度から令和5年度の3ヵ年平均による実質公債費比率は8.4%であり、前年度と比較して0.3ポイント低下しており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

(4) 将来負担比率について

一般会計が負担する将来の負担額よりも、将来負担額に充当可能な財源の額が上回るため、将来負担率は「－」表示となっており、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

第6 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

6 監 第 6 2 号
令和 6 年 8 月 2 6 日

南相馬市長 門馬 和夫 様

南相馬市監査委員 大 谷 嘉 洋

南相馬市監査委員 細 田 廣

令和 5 年度南相馬市経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第 1 項の規定により審査に付された令和 5 年度南相馬市公営企業資金不足比率及び証拠書類について審査した結果、その意見を次のとおり提出します。

令和5年度 南相馬市経営健全化審査意見

第1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和6年7月19日から令和6年8月16日まで

第3 審査の方法

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

資金不足比率

(単位：%)

会 計 名	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0
工業用水道事業会計	—	—	20.0
病院事業会計	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	20.0
工場用地等整備事業特別会計	—	—	20.0

※資金不足額がないため、資金不足比率を「—」表示としている。

第5 比率の概要

各会計とも資金不足を生じていないため、資金不足比率を算定すべき要件に該当していない。

第6 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。